

令和 2 年

司法統計年報概要版

2 刑事編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2020

VOLUME 2 CRIMINAL CASES

令和 3 年 8 月

AUGUST, 2021

最高裁判所事務総局
GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和2年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、2刑事編の概要を記したものである。

第1 刑事事件等の全事件

令和2年の全裁判所における刑事事件等の新受総人員は、85万2267人であり、令和元年と比較すると3.7%の減少を示している（表1）。

なお、昭和57年以降の新受総人員の推移は、図1のとおりである。

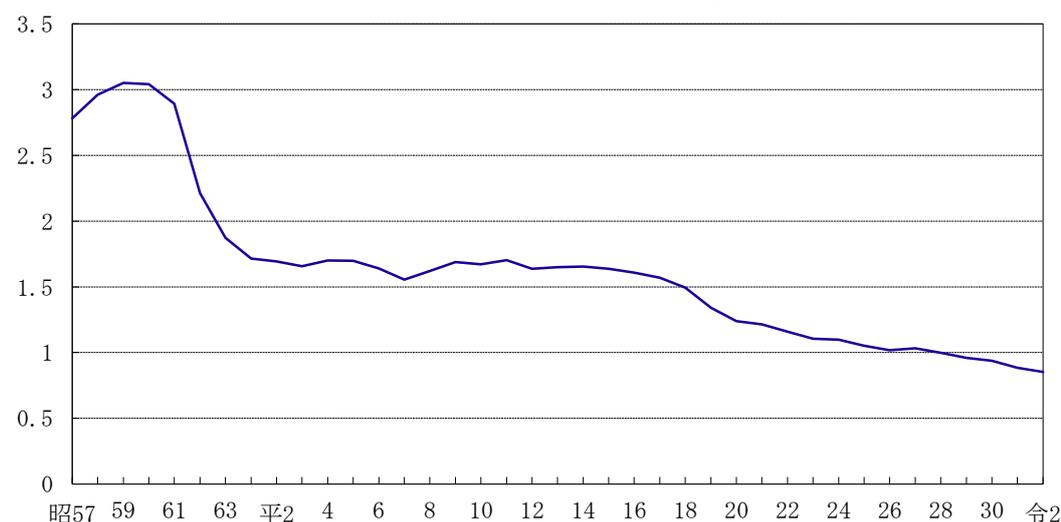
表1 刑事事件等の新受総人員の構成比及び前年比（延べ人員）

事件の種類	令和元年	構成比(%)	令和2年	構成比(%)	前年比(%)
総数	885 388	100.0	852 267	100.0	96.3
訴訟事件	80 813	9.1	78 658	9.2	97.3
略式事件	199 510	22.5	171 840	20.2	86.1
その他の事件	605 065	68.3	601 769	70.6	99.5

注1) 総数及びその他の事件には、医療観察事件の数値を含む。

注2) 訴訟事件とは、最高裁は上告、再上告、非常上告及び再審事件を、高裁は控訴、特別権限の第一審及び再審事件を、地裁は第一審及び再審事件を、簡裁は通常第一審及び再審事件をいう。

図1 刑事事件等の新受総人員の推移（延べ人員）



第2 刑事通常第一審事件

1 新受・既済・未済人員

(1) 簡易裁判所

令和2年の簡易裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、4472人であり、令和元年と比較して、16.9%の減少を示している（表2）。

なお、新受人員の昭和57年以降の推移は図2、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

表2 簡裁の刑事通常第一審事件の最近5年間の推移（延べ人員）

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成28	6 987	100	7 113	1 259
29	6 679	96	6 722	1 216
30	6 194	89	6 165	1 245
令和元	5 380	77	5 516	1 109
2	4 472	64	4 673	908

図2 簡易裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員の推移（延べ人員）

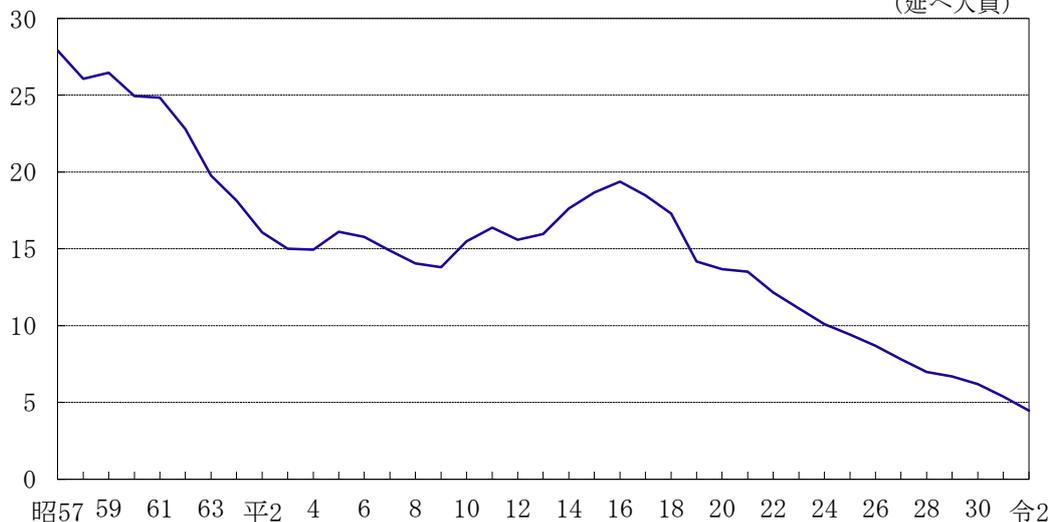
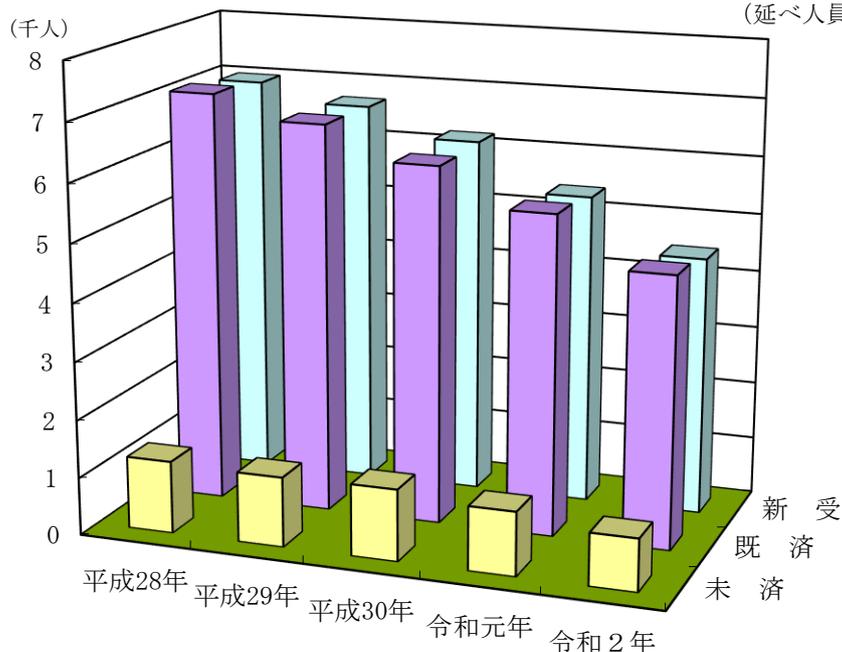


図3 簡裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移（延べ人員）



(2) 地方裁判所

令和2年の地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、6万6939人であり、令和元年と比較して、0.9%の減少を示している（表3）。

なお、新受人員の昭和57年以降の推移は図4、新受・既済・未済人員の最近5

年間の推移は表3，図5のとおりである。

表3 地裁の刑事通常第一審事件の最近5年間の推移（延べ人員）

年次	新受 (指数)	既済	未済
平成28	71 899	73 357	21 254
29	68 830	69 295	20 789
30	69 027	68 163	21 653
令和元	67 553	67 220	21 986
2	66 939	65 560	23 365

図4 地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員の推移（延べ人員）

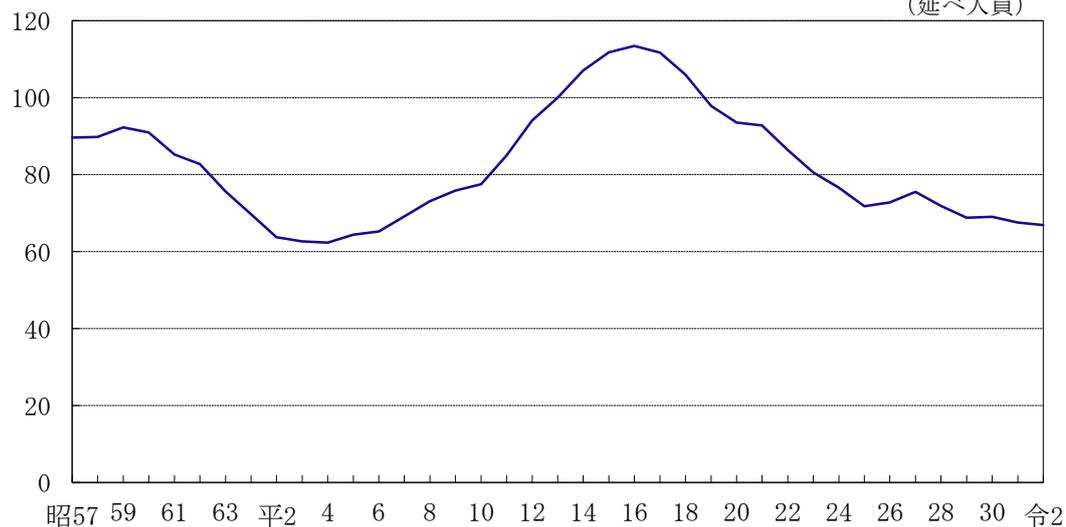
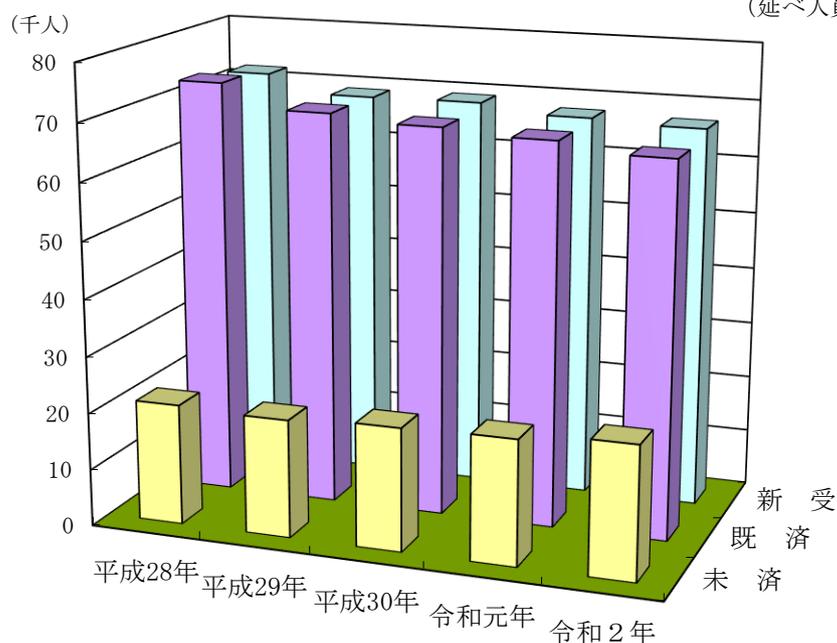


図5 地裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移（延べ人員）



2 平均審理期間

刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間について，最近5年間の推移を見ると，令和2年は令和元年と比較して，全事件については，地方裁判所は0.2月長く，

簡易裁判所は0.1月長くなっている（表4）。

表4 刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間

裁判所 区分 年次	簡 裁		地 裁				否認事件
	全事件	否認 事件	全事件	合議		単独	
				うち裁判員			
平成 28	2.2 月	6.3 月	3.2 月	8.4 月	10.0 月	2.9 月	8.7 月
29	2.2	5.9	3.2	8.9	10.1	2.9	8.9
30	2.2	6.2	3.3	8.5	10.1	2.9	9.2
令和 元	2.4	7.0	3.4	8.4	10.3	3.1	9.3
2	2.5	7.5	3.6	9.2	12.0	3.3	10.1

注1) 平均審理期間は次の階級区分により算出した。()内は階級の代表値で月数を表す。
1月以内(0.5), 2月以内(1.5), 3月以内(2.5), 6月以内(4.5), 1年以内(9), 2
年以内(18), 3年以内(30), 3年を超えるもの(60)の8区分

注2) 否認には一部否認及び黙秘を含む。

注3) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされたものである。

3 終局区分

令和2年の終局総人員は、令和元年と比較して、簡易裁判所では13.5%の減少、
地方裁判所では3.4%の減少を示している（表5、表6）。

表5 簡裁の刑事通常第一審事件の終局区分（実人員）

終 局 区 分		令和元年	令和2年
終 局 総 人 員		4 511	3 900
うち刑法犯		4 117	3 567
うち特別法犯		394	333
有 罪	総 数	4 230	3 621
	うち全部執行猶予	2 287	1 998
	うち一部執行猶予	1	2
	懲 役	3 403	2 953
	罰 金	819	658
	拘 留	4	6
	科 料	4	4
刑 の 免 除		-	-
無 罪		9	3
免 訴		-	-
公 訴 棄 却		(1)26	(1)31
管 轄 違 い		-	-
取 下 げ		76	69
移 送 そ の 他		170	176

注) ()内の数字は、判決によるもので、内数である。

表6 地裁の刑事通常第一審事件の終局区分（実人員）

終 局 区 分		令 和 元 年		令 和 2 年	
		総 数	うち裁判員	総 数	うち裁判員
終 局 総 人 員		48 751	1 001	47 117	905
うち刑法犯		24 587	829	23 452	673
うち特別法犯		24 164	172	23 665	232
有 罪	総 数	47 445	987	45 686	893
	うち全部執行猶予	28 693	185	27 748	179
	うち一部執行猶予	1 363	3	1 270	-
	死 刑	2	2	3	3
	無 期（懲・禁）	18	18	12	12
	有 期 懲 役	42 684	966	41 309	876
	有 期 禁 錮	3 030	-	2 735	1
	罰 金	1 711	1	1 627	1
	拘 留	-	-	-	-
	科 料	-	-	-	-
刑 の 免 除		-	-	-	-
無 罪		104	13	72	12
免 訴		-	-	1	-
公 訴 棄 却		(2)147	-	(2)150	-
管 轄 違 い		3	-	1	-
取 下 げ		5	-	6	-
移 送 そ の 他		1 047	1	1 201	-

注1) ()内の数字は、判決によるもので、内数である。

注2) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。

注3) 「うち裁判員」の「移送その他」は、家裁への移送の人員である。

4 外国人事件

令和2年の外国人の刑事通常第一審事件の有罪人員は、5123人であり、これを国籍別に見ると、ベトナムが32.4%、中国が20.3%、韓国・朝鮮が11.4%を占めている（図6）。

令和2年の刑事通常第一審事件について、通訳人又は翻訳人が付いた外国人の有罪人員は、令和元年と比較すると、簡易裁判所では27.5%の減少、地方裁判所では14.5%の増加を示している（表7）。

図6 外国人の刑事通常第一審事件の国籍別の有罪人員（令和2年）

総数 5 123人

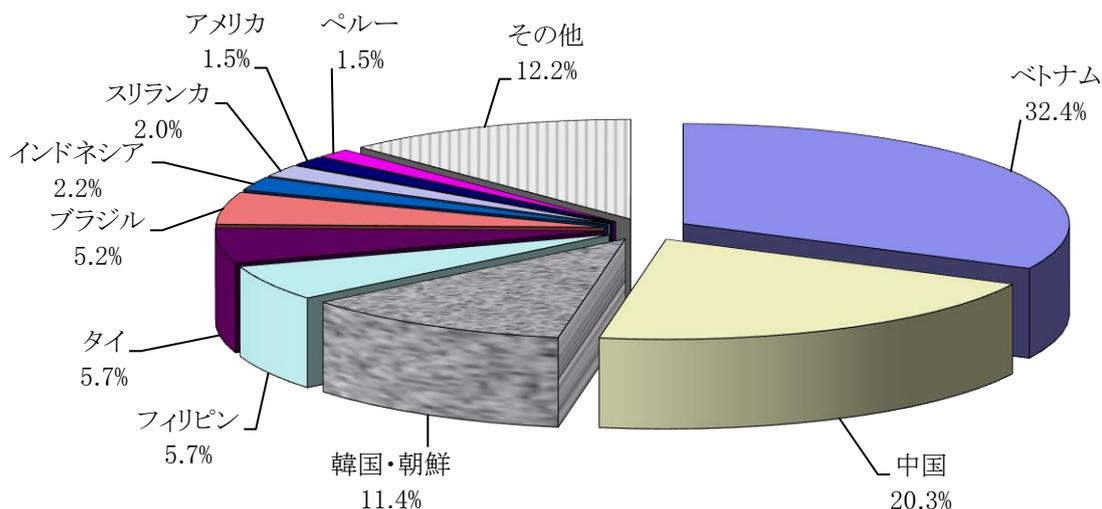


表7 刑事通常第一審事件において通訳人又は翻訳人が付いた外国人の有罪人員（実人員）

裁判所 区分 年次	簡 裁				地 裁			
	有 罪 人 員	う ち 外 国 人			有 罪 人 員	う ち 外 国 人		
		う ち 外 国 人	通 訳 人 ・ 翻 訳 人 員	の 付 いた 人 員 （ 指 数）		う ち 外 国 人	通 訳 人 ・ 翻 訳 人 員	の 付 いた 人 員 （ 指 数）
平成 28	5 562	111	61	100	52 016	3 397	2 560	100
29	5 208	115	65	107	49 335	3 665	2 922	114
30	4 768	93	55	90	48 507	4 418	3 665	143
令和 元	4 230	95	51	84	47 445	4 585	3 840	150
2	3 621	68	37	61	45 686	5 055	4 396	172

第3 利用上の注意

1 数値は、特に断りのない限り全て人員である。

なお、刑事事件統計における事件の計上は、訴訟手続とも関連して、1被告人を1人に数える実人員による場合と、1被告人を数人に数える延べ人員による場合とがある。

2 「刑事事件等」とあるのは、医療観察事件（平成17年7月15日施行）を含むことを表す。

- 3 「通常第一審」とあるのは、通常の公判手続による事件のみを表す。
- 4 数値は、令和3年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 5 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。